

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

## 政令案要綱

第一 環境への排出量等の把握に関する措置及び事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第一種指定化学物質として、五百十五物質を指定すること。

(第一条、第四条及び別表第一関係)

第二 事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第二種指定化学物質として、百三十四物質を指定すること。

(第二条及び別表第二関係)

## 第三 施行期日等

### 一 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

### 二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(附則第二項関係)